

学校における労働安全衛生管理体制の整備について

1. 整備をする経緯について

衛生委員会は労働安全衛生法（以下安衛法）に基づき、法及びこれに基づく政令等により定められた事業場（常時50人以上を使用する事業場）に置くこととされている（安衛法18条、労働安全衛生法施行令9条）。

これまで、労働安全衛生法に基づき、豊島区立学校衛生委員会設置要綱が定められ、小・中全校を対象とした教職員の労働安全及び衛生に関する事項を調査審議する豊島区立学校衛生委員会が設置されていたが、令和4年度より、50名以上の教職員が在籍する学校を対象とした学校安全衛生委員会を立ち上げることとなった。令和4年度は、池袋本町小学校・南池袋小学校・西池袋中学校が該当となる。

一方、区費職員である用務主事については、教育委員会関係課職員と区長部局産業医・人事課職員で構成される事務所安全衛生委員会の対象となっている。

今後、学校単位の安全衛生委員会を設置することにより、当該校は従来の豊島区立学校衛生委員会から独立し、都費職員・区費職員、正規職員・会計年度任用職員等の区別なく、当該委員会の対象となる。

2. 安全衛生委員会の委員構成について

- ① 学校安全衛生管理者（学校長）1名
- ② 衛生管理者（第一種衛生管理者免許取得者、養護教諭もしくは保健・保健体育教員免状保有者）1名
- ③ 労働安全又は衛生について経験を有する者（副校長、主幹教諭、保健体育教員免許状保有者等）3名以内
- ④ 産業医のうちから事業者が指名した者（医師会に推薦依頼済）1名

3. 委員会の開催について

原則毎月1回以上開催する。

産業医に教職員の労働時間等情報を提供することは2月に1回程度、また、書面開催も可とする。

4. 衛生管理者資格（2の②の委員資格）について

中学校保健・保健体育教諭及び養護教諭は、衛生管理者資格を有していることから、当該の教員免許状の写しを添えて、人事委員会へ報告するのみとなる（衛生管理者規程第1条）。その他の教職員が、新たに衛生管理者になる場合は、資格を取得するための研修を受講の上、国家資格に合格する必要がある。

5. 衛生管理者・産業医の選任について

<衛生管理者>

- ・ 年度当初に、教員免許状写しを添えて、届出書を指導課に提出する。
- ・ 教育委員会において選任後、特別区人事委員会に報告する。

<校長・衛生管理者・産業医以外の委員>

- ・ 各校にて選任し、名簿の提出は不要とする。

※ 学校安全衛生委員会設置校においては、従来の衛生推進者の選出は不要となる。